

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第65号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
65	静岡県魚介類等行商取締条例（昭和34年静岡県条例第37号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 条例第4条第1項の規定による許可証及び記章の交付 (2) 条例第4条第4項に規定する許可証及び記章の再交付 (3) 条例第8条第1項の衛生講習の実施 (4) 条例第8条第2項の規定による指定 (5) 条例第10条第1項の規定による報告の要求並びに立入検査及び質問	静岡市 浜松市	65	削除	
66	静岡県魚介類等行商取締条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則（同規則の規定のうち申請書及び表示の様式に	静岡市 浜松市	66	削除	

	<p>係る部分を除く。以下この項において「<u>施行規則</u>」という。)の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>条例第3条第1項の許可</u></p> <p>(2) <u>条例第5条第3項の表示</u></p> <p>(3) <u>条例第11条第1項の規定による許可の取消し</u></p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる事務のほか条例の施行に関する事務のうち<u>施行規則に基づく事務</u>であって別に規則で定めるもの</p>					
(略)			(略)			
68	<p>静岡県ふぐの取扱い等に関する条例（以下この項において「<u>条例</u>」という。）及び条例の施行のための規則（以下この項において「<u>施行規則</u>」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>条例第5条第5項のふぐ処理師免許証の</u>手交</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>条例第7条第1項のふぐ処理師試験に係る</u> 申込書の受付</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げ</p>	静岡県 浜松市	68	<p>静岡県ふぐの取扱い等に関する条例（以下この項において「<u>条例</u>」という。）及び条例の施行のための規則（以下この項において「<u>施行規則</u>」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>条例第5条第5項のふぐ処理者免許証の</u>手交</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>条例第7条第1項のふぐ処理者試験に係る</u> 申込書の受付</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	静岡県 浜松市	

	<p><u>る事務のほか条例の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u></p>	
(略)		
143	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、(16)から(23)まで、(26)から(28)まで、(49)、(52)、(53)、<u>(68)、(73)、(86)、(95)、(96)、(98)、(99)、(102)、(105)、(107)から(109)まで、(113)から(116)まで、(120)及び(123)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。</u></p> <p>(1)～(65) (略)</p> <p><u>(66)～(124)</u> (略)</p> <p><u>(125)</u> (1)から<u>(124)</u>までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>

(略)		
143	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、(16)から(23)まで、(26)から(28)まで、(49)、(52)、(53)、<u>(70)、(75)、(88)、(97)、(98)、(100)、(101)、(104)、(107)、(109)から(111)まで、(115)から(118)まで、(122)及び(125)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。</u></p> <p>(1)～(65) (略)</p> <p><u>(66) 法第60条の2の2第1項第2号の規定による許可に係る申請書の受付</u></p> <p><u>(67) 法第60条の2の2第3項ただし書の規定による許可に係る申請書の受付</u></p> <p><u>(68)～(126)</u> (略)</p> <p><u>(127)</u> (1)から<u>(126)</u>までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>

	行規則に基づく事務で あって別に規則で定め るもの			行規則に基づく事務で あって別に規則で定め るもの	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例中別表第1の143の項の改正は公布の日から、同表65の項、66の項及び68の項の改正は令和3年6月1日から施行する。